

平成25年第2回玄海町議会定例会会議録

| | | | | | | |
|--|-----------------|--------------------|------------|---------------|-------------|------------|
| 招 集 年 月 日 | 平成25年6月10日（月曜日） | | | | | |
| 招 集 場 所 | 玄 海 町 議 会 議 場 | | | | | |
| 開 閉 会 日 時 及 び 宣 告 | 開 議 | 平成25年6月18日午前9時00分 | | | 議 長 | 岩 下 孝 嗣 君 |
| | 閉 会 | 平成25年6月18日午前10時26分 | | | 議 長 | 岩 下 孝 嗣 君 |
| 応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 | 議席 番号 | 氏 名 | 出 席 等の別 | 議席 番号 | 氏 名 | 出 席 等の別 |
| | 1 | 山 口 定 君 | ○ | 2 | 脇 山 奉 文 君 | ○ |
| ○ 出 席 | 3 | 池 田 道 夫 君 | ○ | 4 | 脇 山 伸 太 郎 君 | ○ |
| × 欠 席 | 5 | 友 田 国 弘 君 | ○ | 6 | 渡 辺 一 夫 君 | ○ |
| × 不 応 招 | 7 | 中 山 昭 和 君 | ○ | 8 | 古 舘 義 純 君 | ○ |
| 出 席 12名 | 9 | 上 田 利 治 君 | ○ | 10 | 中 山 敏 夫 君 | ○ |
| 欠 席 0名 | 11 | 藤 浦 皓 君 | ○ | 12 | 岩 下 孝 嗣 君 | ○ |
| 会議録署名議員 | 9 番 | 上 田 利 治 君 | | 8 番 | 古 舘 義 純 君 | |
| 地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名 | 町 長 | 岸 本 英 雄 君 | | 副 町 長 | 鬼 木 茂 信 君 | |
| | 教 育 長 | 小 柳 勉 君 | | 会 計 管 理 者 | 古 舘 秀 喜 君 | |
| | 管 理 統 括 監 | 小 野 茂 行 君 | | 政 策 統 括 監 | 池 田 正 彦 君 | |
| | 総 務 課 長 | 右 寺 直 樹 君 | | 財 政 企 画 課 長 | 西 立 也 君 | |
| | 税 務 課 長 | 杉 谷 裕 子 君 | | 住 民 福 祉 課 長 | 松 本 恵 一 君 | |
| | 保 健 介 護 課 長 | 池 田 則 子 君 | | 産 業 振 興 課 長 | 山 口 清 二 君 | |
| | ま ち づ くり 課 長 | 中 山 昇 洋 君 | | 生 活 環 境 課 長 | 小 山 康 人 君 | |
| | 教 育 課 長 | 前 川 公 望 君 | | | | |
| 職務のために議 場に出席した者 の氏名 | 事 務 局 長 | 青 木 敏 治 | | 議 会 事 務 局 係 長 | 山 口 照 明 | |

平成25年第2回玄海町議会定例会議事日程（第3号）

平成25年6月18日 午前9時開議

- 日程1 議案第31号 玄海町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
議案第32号 玄海町例規類の見直しに基づく整理条例の制定について
議案第33号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第34号 佐賀縣市町総合事務組合理約の変更に係る協議について
議案第36号 平成25年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第37号 平成25年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第38号 平成25年度玄海町水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程2 議案第35号 平成25年度玄海町一般会計補正予算（第1号）
- 日程3 議案第39号 玄海町立小中学校校舎・体育館建設（建築主体）工事請負契約
について
- 日程4 議案第40号 玄海町立小中学校校舎・体育館建設（設備）工事請負契約につ
いて
- 日程5 所管事務の調査報告について

午前9時 開議

○議長（岩下孝嗣君）

おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会に執行部から追加議案が2件送付されておりますので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（青木敏治君）

〔朗読省略〕

○議長（岩下孝嗣君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 議案第31号 玄海町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

て

議案第32号 玄海町例規類の見直しに基づく整理条例の制定について

議案第33号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について

て

議案第34号 佐賀県市町総合事務組合格約の変更に係る協議について

議案第36号 平成25年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第37号 平成25年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第38号 平成25年度玄海町水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩下孝嗣君）

日程1. 議案第31号 玄海町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてから議案第34号 佐賀県市町総合事務組合格約の変更に係る協議についてまで、及び議案第36号 平成25年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第38号 平成25年度玄海町水道事業特別会計補正予算（第1号）までの以上7件を一括議題といたします。

本件につきましては、6月10日の本会議において予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、古舘義純君。

○予算特別委員長（古舘義純君）

御報告いたします。

6月10日の本会議において、予算特別委員会に付託を受けておりました議案第31号 玄海町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてから議案第34号 佐賀県市町総合事務組合格約の変更に係る協議についてまで、及び議案第36号 平成25年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第38号 平成25年度玄海町水道事業特別会計補正予算（第1号）までの以上7件につきましては、慎重審議の結果、全員一致をもって可決されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（岩下孝嗣君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩下孝嗣君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩下孝嗣君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第31号 玄海町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてから議案第34号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議についてまで及び議案第36号 平成25年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第38号 平成25年度玄海町水道事業特別会計補正予算（第1号）までの以上7件については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩下孝嗣君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程2 議案第35号 平成25年度玄海町一般会計補正予算（第1号）

○議長（岩下孝嗣君）

日程2. 議案第35号 平成25年度玄海町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましては、6月10日の本会議において予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、古舘義純君。

○予算特別委員長（古舘義純君）

御報告いたします。

6月10日の本会議において、予算特別委員会に付託を受けておりました議案第35号 平成25年度玄海町一般会計補正予算（第1号）につきましては、慎重審議の結果、賛成多数をもって可決されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（岩下孝嗣君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩下孝嗣君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

本件につきましては、反対討論の申し出がっておりますので、発言を許可します。11番

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

ただいまここに審議に付されております議案第35号 平成25年度玄海町一般会計補正予算（第1号）について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、本補正予算案において、10款6項1目に学校建設費の財源補正として1,231,908千円が計上されています。これは玄海町の小・中学校を統合し、小中一貫校を目指すものであります。平成19年10月、玄海町教育環境を考える検討委員会からの提言を受け、その提言に基づいて町教育委員会は基本方針をまとめ、平成20年2月から地域の代表者に限定して説明会が開始されています。その基本方針は、町内の小・中学校を同じ敷地内に小学校1校、中学校1校に設置することが基本となっています。学校統合計画の素案として、ステップ1、ステップ2の手順で進められることになっています。

まず、ステップ1で、有浦地区3小学校、いわゆる牟形小学校、仮屋小学校、有浦小学校を統合することを決定、平成20年5月29日、臨時教育委員会で有徳小学校を21年に発足、開校することを強く決定しております。ところが、反対が起こり、22年に開校せざるを得なくなり、平成22年4月から開校となりました。

こうした統合推進の過程で、当然、値賀小学校も含めた統合に発展します。そこで問題になるのは、統合校舎の設置場所の問題であります。場所の問題は、統合そのものを揺るがしかねない非常に重大な問題であります。それまで主に有浦地区を中心に説明会が開かれ、値賀地区においては、説明会らしい説明会はほとんど開かれないうまま統合推進を進められてきました。このような進め方は不公平であり、許される行為ではありません。基本方針は、小学校1校、中学校1校を同じ敷地内に設置するとなっており、利害関係の一番大きい問題だからといって避けて通ることはできません。

そのような観点から、有浦地区だけではなく、値賀地区においてもしっかりと説明会を開き理解を深め、納得を得るべきことを訴え続けてきたものであります。しかし、教育長は値賀地区については考えていない。社会環境や教育環境がどう変わるか。将来、環境が整い、なおかつ住民の皆さんの意向がその方向になるならば、教育委員会としても検討の必要があるだろうというふうなことで、基本方針はそっちのけの答弁であります。

ところが、値賀地区からの統合の要望どころか、24年3月の教育環境調査特別委員会の中でも紹介されたように、1,000名の署名を添えて統合反対の要求が出されているにもかかわらず

らず、値賀地区を含めた統合建設に向けた既成事実だけを積み上げられている。そういったことで、値賀地区の住民の声を軽視し、そういうふうな形にしなければならない。どうしてそれが許されるでしょうか。うそとごまかしで押し通す、これほどあくどい許しがたい教育行政はこれまでに私は経験したことはありません。教育百年の計と言われる学校建設に当たって、住民と正面から向き合って話し合い、住民の真の理解と納得を得て、その上で議会に議決を求めるという、そういう常道を逸した進め方を私は絶対に容認することはできません。

なおまた、この後、これに直接関係する案件、39号、40号の議案が予定されておりますけれども、これについても反対の意思を表明して、討論を終わります。

○議長（岩下孝嗣君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩下孝嗣君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第35号 平成25年度玄海町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩下孝嗣君）

起立多数と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程3 議案第39号 玄海町立小中学校校舎・体育館建設（建築主体）工事請負契約について

○議長（岩下孝嗣君）

日程3. 議案第39号 玄海町立小中学校校舎・体育館建設（建築主体）工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

おはようございます。それでは、議案第39号 玄海町立小中学校校舎・体育館建設（建築主体）工事請負契約について、提案理由の説明を申し上げます。

平成25年6月7日条件付一般競争入札に付した玄海町立小中学校校舎・体育館建設（建築主体）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5

号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、契約の目的は、平成25・26年度電源立地地域対策交付金事業 玄海町立小中学校校舎・体育館建設（建築主体）工事でございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札による契約でございます。

契約金額は、3,309,600千円でございます。

契約の相手方は、佐賀県佐賀市八幡小路1番10号、松尾・岸本特定建設工事共同企業体、代表構成員 松尾建設株式会社佐賀支店支店長 村岡祐吉氏でございます。

支出科目は、一般会計、10款教育費、6項小・中学校費でございます。

なお、この工事の入札参加業者につきましては、公募に対して入札参加申請のあった3JVで、松尾建設・岸本組のJV、黒木建設・太田工務店のJV、中野建設・唐津土建工業のJVで、予定価格に対する落札率は94.59%でございます。

工期につきましては、契約締結の日から平成27年1月30日まででございます。

以上、審議の上、御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩下孝嗣君）

これより質疑に入ります。10番中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

この3業者ということですが、条件付一般競争入札というのは、こういった形での入札を公募されたのかと、また、3業者ということは、やはり3業者ぐらいしかいなかったということですかね、公募をされて。まず、そこからお伺いしたいと思います。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

条件付一般競争入札に至った経緯を少し申し上げたいと思います。

一般競争入札が不特定多数の業者を対象に広く公募するものに対して、地域要件など一定の条件を付した上で公募を行うものが条件付一般競争入札とされております。

今回、条件つき一般競争入札とした理由でございますけれども、皆さんも御存じのとおり、入札の方法については大きく分けて指名競争入札と一般競争入札がございますが、それぞれにメリットとデメリットがあることは一般的に言われているところでございます。小中学校

校舎・体育館建設工事につきましては、金額的にも非常に大きく、いわば玄海町の一大プロジェクトであると私自身強い思い入れを持っておりますし、皆様の御期待に十分応えられるような施設にしなくてはならないと思っております。そのため、今回どのような入札方法がいいのか、庁内検討を行った結果、国や県が行っております総合評価落札方式を採用することといたしました。

総合評価落札方式では、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者に施工させることで、品質の確保、工事目的物の性能・機能の向上、施工不良の未然防止などを配慮した施工を行わせることができること、また、工事箇所に隣接する有浦中学校において、工事施工にかかわらず通常どおりの学校運営が行われるため、学校の教育環境に配慮した施工提案を求めることができるため、発注者にとって最も有益ではないかとの結論に達して、今回このような方式を採用させていただいたところでございます。

それから、さっき3業者ということをおっしゃっていただきましたけれども、私の正直な気持ちで申し上げますと、やはり3企業体の申し込みというのは少し寂しさを覚えておるのが現状でございます。ただ、県内で特定JVの代表者となり得る企業が7社あるわけですが、また、その代表者以外の者となり得る企業も20社以上もあることから、私は5つ、6つの企業体程度の応募はあるのではないかという想定をしておりましたので、私自身も少しばかり予想外であったというふうに思っておるところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

私も少ないと思いました。町長が言われるように、ほかに20社もあれば、これだけ不景気の中で何で名乗りを挙げられなかったかなというところが1つ私も疑問に思いました。

電源立地地域対策交付金事業と書いてありますけれども、当然、学校をつくるときには文科省の補助があると思うんですが、文科省の補助をもらわなくて電源立地地域対策交付金事業でされるというところはどんな考えでされているのでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

実は、私自身も文科省の補助があるのではないかということで、実は文科省の担当者の方

にお尋ねに上がりました。ところが、学校の基準ですとか、それから、これまでの交付金のやりとりの関係で、ハード面については文科省の補助はつけられないということをおっしゃっていただいて、ソフト事業であれば幾らか考えていだろうというようなお話でしたので、ただし、ソフト事業ということになりますと非常にトータル金額からしてわずかな金額の補助しかいただけなかったものですから、それよりも実は文科省の皆さんから御助言をいただいて、玄海町さんの場合は電源立地地域対策交付金を使われたほうがいいのではないですかという御助言に合わせて、今回、電源立地地域対策交付金を使うということで計画をさせていただいたところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

私はちょっと疑問があります。図面でちょっと説明をいただきたいと思いますが、体育館と教室西棟の図面がきょう提出されてあります。体育館棟、西棟が黒塗りで塗ってあって、体育館と教室西棟はつながっているのでしょうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（岩下孝嗣君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

今、中山議員さんから御質問いただきました位置関係についてでございますけれど、本日配付されております配置図案内図の1ページを今、議員さんは見ていただいたと思います。これは屋根の伏せ図でございますので、屋根の部分を黒く表示をされております。それで、つながり関係につきましては、ページの3ページを見ていただきますと、ここが1階の平面図になっています。実際に体育館と校舎がつながりますのは2階からつながりますけれど、それは4ページの2階の平面図を見ていただきますと、この平面図の左下に体育館アリーナがございます。そのアリーナの右側に教官室、更衣室、倉庫というふうに縦に並んでおりますけれど、その横に廊下がございますして、そして、教室棟のほうとつながっているということでございますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

きのう図面をもらって、追加議案をいただいたものですから、ちょっと私もそこまで見ていませんでしたが、町長が今、文科省はハード面についてはつけられないという話をされましたが、私たち文教厚生常任委員会で東通村に行ったわけですよね。東通村も原発の交付金事業で校舎を建てられて、教育長あたりとお話をしたときには、体育館だけは文科省の補助事業でしましたよと。当然建屋から離れているわけでしたが、55%ですかね、そういうことがあった実例があるんですが、町長の今言われるハード面についてはつけられないというのは、この図面上じゃないですかね。つけられないというと、学校には普通は文科省は補助は出ていますよね。建屋に文科省の補助が出ないということはないと思うんですが、町長これはつけられないということはないと思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

文科省との相談でお聞きをしたことは、体育館と校舎というのは一体的に考えるものだということが1つと、それから、私ども有浦中学校の校舎が電源交付金を50%以上使っているという前提行為があったものですから、文科省としては、そういう意味から含めて、今回は文科省の補助はハード面にはつけがたいということをおっしゃっていただきました。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

有浦中学校は、電源立地交付金で建てた中では、文科省の補助事業には相当はしないということですかね。そういうことなんでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

文科省の補助は最高55%でございます。そうすると、文科省の補助をつけると、文科省さんいわく、電源立地地域対策交付金は使えないということになります。そういうふうな説明が私どもにございました。ですから、二重補助にならない形を十分に配慮した上で、電源立

地地域対策交付金を使ったほうがいいのではないかと御助言をいただいたところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

町長、文科省の補助があるのはわかっているんですよね。ただ、一体だからできないんでしょう。一体でなくて体育館を別にすれば、東通村はもうできているのをわざわざ文教厚生常任委員会で視察をしてきているんですよね。だから、今、町長が言われるように、この図面を見て、今、屋根のところを私は言ったんですけども、離れていれば文科省の補助の対象になると私は思っていたんですよね、東通村に行っていますから。だから、一体になっているがゆえに出ないんじゃないですか。そうじゃないんでしょうか。東通村は文科省の補助を受けていましたよ。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

正直、文科省には、私としては大分食い下がってお話をさせていただいたんですが、最後までその部分、校舎と体育館は一緒だということ考えていきたいということを文科省さんは強くおっしゃって、ですから、そういった状況の中では、我々としてはハード面にしか補助が出せないということをおっしゃっていただきました。

それから、トータルでも55%が最高ですから、そう考えると、残りの金額については電源立地地域対策交付金が使えなくなりますよ。おたくの場合の状況から考えれば、電源立地地域対策交付金を使ったほうが十分に得ではないかと御助言をいただいたということでございます。

私どももちょっと今、中山議員おっしゃっていただいたように、それはちょっと解せんなと思いましたがけれども、何せ国、文科省さん、しかも直接の担当者の言われることですから、そういう意味では、正直に言えば引き下がって帰ってきたというのが実態でございまして、私どもは自分たちなりに財源を確保しようということで、今回こういう形でさせていただいているところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

おかしいですよ。55%もらって、45%一般財源だからというけれども、電源立地地域対策交付金はその分、別に使えるということですからね。だから、お金の補助を2つもらって、文科省からもらう部分を55%もらえれば、その分の45%は一般財源は要るけれども、電源立地地域対策交付金をほかのところに回せるという解釈もできるわけですよ。文科省としては、そう言われたと言われれば、私のほうもここで文科省の話をするわけにはいきませんので。ただ、東通村はそういう結果で建設はされておられました。ぜひこの点については、東通村のちゃんとした実情も話しながら、今後また話をさせていただきたいと思います。

この建設に当たって、一般質問もずっと私もさせていただいておりました。当初の計画では平米250千円ということで、一般質問の中でも、隣接の唐津市の大志小学校は平米約131千円、それと、第一中学校の第1工区は平米135千円、そして、第一中学校の第2工区は平米128千円ということで、私は調べた資料によって一般質問しておりましたが、今回、当初の計画の中での94.59%でしょうか。そういう中で、平米幾らになるわけでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

それでは、質問にお答えしたいと思います。

今回の入札によります小中学校校舎・体育館建築主体工事と設備工事の合計になりますが、3,925,740千円、これをそれぞれ教室棟1万2,545.12平米、体育館棟3,027.93平米、渡り廊下134.4平米、合計で1万5,707.45平米になりますけれども、これを先ほど申しました3,925,740千円を1万5,707.45平米で割りますと249,928円になります。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

ほかの唐津の学校はどうだったかという、内容的な設備的なものまで私も調べていませんが、ちょっと隣接としては倍近くもなっているところがあるわけですが、その辺が建設と設備とどうかなと思いますが、そこで、まず施設についてお伺いしたいのは、一般質問の中

でちょっと言われませんでしたでしたが、まず施設で地区の話をした中でもトイレの入り口が1つということだったんですが、今回は、最終的にもまた入り口は1つになっているんでしょうか、男女。

○議長（岩下孝嗣君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

一般質問で通告をしていただいております施設の状況についての関連の御質問であろうというふうに理解いたしますので、用意しておりましたその答弁に基づいてお答えをさせていただきますと思います。

今、議員さんおっしゃっていただきました1階の児童・生徒の昇降口付近のトイレの入り口のことをございますけれども、トイレの中そのものは男女共用の入り口からトイレに入るというふうになっております。男女共用の入り口から入りまして、それぞれ男子トイレ、女子トイレに、入り口は共用でございますけれど、その入り口を入りましたならば、男子トイレ、女子トイレというふうにそれぞれの男女別々のトイレに入っていきます。

議員さんは、入り口が一緒だからプライバシーの保護等を御心配なさっているんじゃないかなというふうに思いますけれど、これについては男女共用の入り口の中央に間仕切りを設置して、それぞれ別々に入れるようなそういう構造に見直したところがございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

当初の計画のままですね。これは、私は地区でもこういう話をしたんですよ。女性の方々からも言われたのは、やはり入り口は別々のほうが防犯上の面からも、警察のほうから私が話した知り合い、そういった人たちからも防犯的なものを考えた中には入り口は別々がいいですよと、そういう話を私は受けていたんですよ。ぜひそういったことをということで今ここで話をしていますけど、婦人会の人たちが地域の言われているのも、やはり入り口が1つで、中が2つだったら、廊下から見るときに男子、女子がどっちに入るかわからないような構造になると。何もなければいいですけども、初めから入り口を個別にしたほうが防犯的

なものもできるという話を聞いてから私はしたんです。防犯的なものでそうした話をする中では、やはり今は小中一貫校をつくったり、学校でいろんな防犯カメラや警備員、警察上がり、そういった人たちが常駐させている学校もあるわけですね。そういった関連で質問をするようにしておりました。そうなっているようですけども。

それと、渡り廊下ですね、一般質問でも私は出しておりましたが、渡り廊下を使って町民会館の施設を利用することが私は不可解なんです。どこの議会でも視察をさせていただきましたが、どこの小中一貫校を見ても、東通村に行っても、ほかの施設を利用する計画の学校はありませんでした。私も小さいときから考える中で、小学校にしろ、中学校にしろ、1つの学校で何事も事業、イベントが終わると思っているんですが、この町民会館を利用する意味合いは何かあるのでしょうか。私は、校舎は今回27年にできます。町民会館は結構たっていますよね。そういったときにまた支障も出るんじゃないですかね。町民会館の利用ですよ。そうなることもあると思うんですね。私は、町民会館を利用することがなぜ今回というような考えを持ってあるのかなということです。今まで視察に行ったところは校舎内の敷地内だったんですけど、その点について教育長さん、どんなお考えでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

小中一貫校と隣接いたします社会体育館、町民会館の利用関係についての御質問をいただきました。

議員さん御存じのとおり、本町におきましては、現在の町民会館一帯は文教ゾーンとしての位置づけがなされているところであります。憩いの広場一帯の整備をとということでこれまで町は進めてまいりました。社会体育館があり、町民会館があり、総合グラウンドがあり、野球場がありと、現在は有浦中学校がございますけれど、教育委員会といたしましては、この文教ゾーンに学校を設置するというのは、本町の特徴的なゾーニングであろうというふうに思います。ほかの学校においてそのような、平たく言いますと社会教育施設と一体的な整備をなされているところは数少ないだろうというふうに思います。そういう位置的な利便性、有利性を学校教育においても発揮をしたいというふうに私は考えております。

じゃ、どのように有機的にその2つの施設を使っていくのかということでございますけれども、これも一般質問でいただいておりますので、その答弁書に従ってお答えをさせてい

ただきたいと思います。

まず、体育館でございますけれども、体育館は本日の図面にもございますとおり、バスケット2面、それからバドミントンもできるような、そういうスペースとしておりますけれども、ほかの小中一貫校におきましては、体育館は普通2つつくっているところが多いございます。本町におきましては、体育館は1つだけ設置をいたしておりますが、その体育館は今申し上げましたバスケット、それからバドミントンができるコートというふうにしております。

社会体育館がございます。社会体育館の利用は平日の昼間は余り多くございません。そういうことで、体育館につきましては、例えば、今おっしゃっていただきました東通村の小中一貫校におきましては、大きな体育館と小さな体育館それぞれ2つございます。それから、委員さん方が行かれました福岡の照葉小中学校におきましても同じような状況でございます。それから、ことしの4月に開校いたしました多久市の中央小中学校も体育館を2つつくっております。私どもは、既存の体育施設を有機的に活用すれば、経費的にも町民の皆さんに負担をかけることなくできるであろうということで、この既存の体育館を利用しようということとしたところでございます。

では、町民会館のほうはどうかといいますと、学校の行事につきましては、この前の教育の日の講演会もそうですけれども、有徳小学校、有浦中学校の演奏会につきましては町民会館の文化ホールを使いました。それから、有浦中学校のことしの3月の卒業式、それから、ことしの4月の入学式につきましては、この文化ホールを使って入学式、卒業式をしたところでございます。

あと、これからさまざまな有浦中学校の行事がございますけれども、例えば、文化祭でございますとか、学習発表会でありますとか、講演会、それから劇を見るときか、この前、教育の日のように音楽鑑賞とか、そういう大規模な学校行事につきましては文化ホールが利用できるというふうに思っております。

平成23年度から体育教科の武道が義務化されたところでございます。本町におきましては、剣道はこの体育の授業で行っておりますけれども、剣道の授業を行うに当たりましては、社会体育館の武道場を使おうというふうに考えております。

それから、玄海町のさまざまな民俗資料がございますけれども、例えば、社会科の時間でございますとか、そういうときに玄海町の歴史を知ろうと、現物を見てみようということにな

りますと、町民会館の民俗資料館で玄海町の歴史を勉強することができます。

それから、町民会館の2階には和室がございますので、その和室におきましてお茶でございますとか、お華でございますとか、そういう授業もできるであろうというふうに考えているところでございます。

以上、このように学校教育におきましては、社会教育と十分にタイアップをしながら、そしてなおかつ施設の有効利用をしながら子供たちの教育を行っていきたいというふうに考えているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

教育長が多久の例等を言われましたが、私としては、視察をしたところがそういった施設がなかったことが1つ、そして、何でも私もいろいろ小、中、高と卒業させていただいたですけれども、その各学校の中で全部イベントは終わっているということを考えて中で話をさせていただきました。

そういう中で、私は、この建設に当たっては、25年3月の地域の区長さんたちから要望は高台へということでありました。3.11の地震以来、文科省からも学校建設にはなるべく強制はありませんでしたが、高台への建設をという打診もされております。そういったことを考えた中、また地域の育友会からは白紙撤回も出ておりました。そういったことを考えた中で、私としてはこの建設に、きょう提案されている議案につきましてはやはり賛成をしかねる、そういうふうに私と池田議員も、地域の方々がそういった要望がされている中で育友会、または地域の意見を尊重して私としてはそういった決断をさせていただきたいと、そう申し上げて、質疑を終わりたいと思っております。

○議長（岩下孝嗣君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩下孝嗣君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩下孝嗣君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第39号 玄海町立小中学校校舎・体育館建設（建築主体）工事請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩下孝嗣君）

起立多数と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程4 議案第40号 玄海町立小中学校校舎・体育館建設（設備）工事請負契約について

○議長（岩下孝嗣君）

日程4. 議案第40号 玄海町立小中学校校舎・体育館建設（設備）工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第40号 玄海町立小中学校校舎・体育館建設（設備）工事請負契約について、提案理由の説明を申し上げます。

平成25年6月7日条件付一般競争入札に付した玄海町立小中学校校舎・体育館建設（設備）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、契約の目的は、平成25・26年度電源立地地域対策交付金事業 玄海町立小中学校校舎・体育館建設（設備）工事でございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札による契約でございます。

契約金額は、616,140千円でございます。

契約の相手方は、佐賀県唐津市千々賀1-1、九電工・佐電工・大西工業特定建設工事共同企業体、代表構成員 株式会社九電工唐津営業所所長 岡卓也氏でございます。

支出科目は、一般会計、10款教育費、6項小・中学校費でございます。

なお、この工事の入札参加業者につきましては、公募に対して入札参加申請のあった2企

業JVで、協和エクシオ・小野建設・高田電気のJV、九電工・佐電工・大西工業のJVで、予定価格に対する落札率は93.99%でございます。

工期につきましては、契約締結の日から平成27年1月30日まででございます。

以上、審議の上、御決定をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（岩下孝嗣君）

これより質疑に入ります。4番脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

確認をちょっとしたいと思います。

照明電灯設備が1ページと2ページに書いてあります。省エネでLEDがいいということで委員会等でも出ておりましたが、この照明に関してはLED等を使用されるのでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

先ほどの質問でございますが、LED照明につきましては、1と2が照明の図面でございます。ここにあります赤で表示しておりますが、全てLEDによる照明でございます。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

照明、電灯設備、赤ということですが、赤以外は何かあるんですかね。それはないんですよ。大体ほとんどがLEDで、LEDにすれば電灯代は最初のインシヤルコストは高いと思いますが、ランニングコストを考えると大変20分の1も30分の1も安くなると思いますから、LEDは必要だと思います。この赤の以外に電灯関係はありますか。なければ、それはそれでいいですけど。

○議長（岩下孝嗣君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

お答えいたします。

図面につきましては2枚しかつけておりませんが、そのほかにはないというふうに思っ

おります。

○議長（岩下孝嗣君）

脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

昨年か一昨年か、ちょっと覚えておりませんが、全議員でICTが発達している韓国のソウルの小学校に視察に行きました。そのときにタブレット型端末、iPadとかアンドロイドのあれがありますが、それを使って授業をされておりましたが、今回、無線LANの設置も委員会等と言っておりましたが、その設置はされているものか。それと、教室としては何階のどこで使うものか、全館無線LANが通るものか、そこら辺の説明をお願いいたします。

それから、カメラですね。先ほども質問あっておりましたが、防犯にしるカメラを設置していただきたいと思いますが、その点はどんなでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

無線LAN、それからタブレット、それから何といいますか、防犯カメラといいますか、そのことについての御質問をいただきました。

まず、無線LANでございますけれど、無線LANにつきましては、全館無線LAN、どこでも、要するにユビキタスですね、ユビキタスの建物にしたいというふうに考えております。

タブレットにつきましては、議員の皆さんも御存じだと思いますけど、県内でもさまざまな学校で取り組みがなされております。新聞でも紹介をされております。私といたしましては、その功罪についてももう少し検証したいなというふうに思っています。ですから、本町においてこれまで予算要求もしておりません。実際、授業にタブレットをどのように使ったらいいのかということについてまだ私自身が確証を持ち得ていません。使うとしても、授業で、もしくはホームワークで、もしくはそういういろいろ学校と保護者との情報提供でありますとか、そういう保護者との関係とか、そういうことも含めてタブレットを使うとするならば多機能的に使えないかなと、そういう実証をほかの地域でなされているならばそういう知見を得たいなというふうに思っています。

今やっと電子黒板を教室に入れました。子供たちの目は上を向いて電子黒板とか先生の話

を聞くスタイルになっていますが、タブレットを渡すとまた目を下に戻してしまうおそれがある、いまいち私は授業におけるタブレットの活用について確証を得ておりませんので、もうしばらく研究させていただけないかなと思います。

それから、防犯カメラにつきましては、どこにどのようなスタイルで置くべきなのかということを検討させていただきたいというふうに思います。基本的に、私は法律を学びましたけれども、法律を学んだときに言われた言葉は、「天網恢々疎にして漏らさず」という言葉を習いました。平たく言うと、私たちはおてんとうさまを担いで生活しておりますので、昔の言葉で言いますと、おてんとうさまに背くようなことをしちゃいかんぞというふうに私たちは言われて生活をしてきましたけど、要するにいつもおてんとうさまに見られているという意識を持てば、モラルというのはおのずと育つんじゃないかなと思いますが、そのおてんとうさまのかわりにそういう防犯カメラをつけると、防犯カメラに見られているから悪いことすんなよと、そういう教育がいいのかどうか、そういうことも含めて私自身ちょっと悩んでいるところがございます。世の中はどこかしこ防犯カメラが設置されております。防犯カメラで人間の行動をコントロールしようとしておりますけれど、教育現場においてその防犯カメラの活用については必要最小限にとどめるべきであろうというふうに考えておりますので、その設置につきましても検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

今回の場合、無線LANは全館一応設備に入っているということですよ。ただ、タブレット型端末をどんなふうに活用するかというのはまだ検討中ということですが、これまで教育長が考えの中に、今後は学習塾の先生を使ったような感じで先生にICT授業をしてもらって、それを家でも見るというような授業をすると言われていましたよね。そういった形であると、このタブレット型端末を使うと簡単にできるのではないかなと思っております。先ほどの電子黒板もそれは利用価値があると思いますけれど、そういった教育方針であれば、タブレット型端末も利用価値があるので、無線LANは引いてあれば、導入すればあと簡単にいくのではないかなと思っております。

それから、カメラですけど、今回予算には、結局、カメラは有線式であれば設備工事の

中に入っていないわけですよ。そうならば、設置するとなるとまたその予算を組まなくちゃならないと思いますし、工事をするとすると早目にそれを決めなくちゃならないと思います。また、カメラも無線式ですね。今、無線式がはやっていますので、そうすれば館内鉄筋コンクリートだからどこまで電波が通るか、そういったところも考慮されなくちゃならないと思いますけれど、そこまで考えて、先日の予算委員会でも言いましたけれど、たばこの、これは高校生だったみたいですが、高校生、でも絶対じゃありませんが、見られたところですね。だから、そういった意味でも、それから、ほかの議員さんに聞くと高校生が中学生をいじめているようなお話もちょっと聞いておりますので、陰になるようなところでろんな犯罪、先ほど教育長が言われましたように、おてんとうさまが見ているから悪いことはできないという考え方は、昔からすると道徳心は日本人は大分減っているんじゃないかと思っておりますので、そういった形では、ある程度の防犯的なカメラは必要ではないかなと私は考えています。その点については答弁は要りません。

それから、トイレですが、5ページに載っております。左の図面のほうですね。男子便所が今回、小便器のほうが両方つけるようになっておりますが、左側の図面で見ると、これ一番下のほうに小便器が5台据えつけられております。これは柱があるからこういった形になっているのかと思いますが、この場合だと、ちょっと見ると直線じゃないので、例えば、子供同士で、子供同士だからいいかもしれませんが、右、左の人が見やすくなるんじゃないかなと思っております。それで、子供自体が小便のほうがしにくいんじゃないかなと思っております。もちろん、その中についで立てができれば大丈夫ですが、その点についてはどうなですかね。小便器がついたことは評価いたしますが。

○議長（岩下孝嗣君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

脇山議員さんから御質問いただきました衛生設備のことですけれども、資料5ページの左側の図面だろうと思いますが、衛生設備をお示ししておりますが、文字の室内側と書いております近くに楕円形で衛生設備が置いてありますが、これは用を足した子供たち、もしくは用を足す前の子供たちが手を洗う場所として、手洗いの設備を5個設置しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

済みません。じゃ、右のほうにも同じような形がありますが、これは小便器ですか、これも手洗いですかね。——手洗い。となると、やはり男子用の小便器は、今のところ設置する予定はないんですか。どんなでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

先ほどと同じく衛生設備の資料でございますけれど、左側、それから右側、いずれもこれは全て大便器のみでトイレを構成する案でございます。そういう設計でこれまでやってまいったところでございます。

考え方といたしましては、1つは、大便をする子供たちが小便器があった場合にはなかなか大便器の部屋に入りづらいと。これは特別委員会でもいろいろ申し上げてきましたけど、恥ずかしくて入らないというふうなことがありますし、保護者の方からもそういう意見がありましたので、アンケートなんかで調べましたらそういうことがございましたので、全て洋式化をして大便器にして個室化をしようということで、この設計を行ったところでございます。

もう1つ考え方といたしましては、世の中はさまざまいろんな設備は多機能化になっています。昔でしたらば、例えば、コピー機はコピーのみという機能がございましたけれど、今はそれにファクス機能があったりと、通信機能があったりと、さまざまな多機能化が進んでおりますので、トイレにおいても今後は多機能化が進んでいくであろうという想定、それから、この図面で見させていただきますと、左側の図面でいいますと、片側の例えば、男子トイレでいいますと6個、女子トイレでいいますと6個それぞれ大便器の部屋がございますので、子供たちは小を足す場合においてもその6個の大便器を利用して用を足せると。一方、小便器を設置した場合には、例えば、大便器を3個、そして小便器を4個とか、そういう組み合わせができるであろうと思いますけれど、そうすると、小を足すときには小便器の4個しか使わないというようなことを考えまして、多く利用ができるであろう大便器のみの設置としたところでございますけれど、さまざま教育委員会におきましてもまだ議論をしているとこ

ろでございますので、この実施中に設計変更をして小便器の設置についても一度教育委員会で検討をし、小便器設置の方向で、何台どこに設置するかという具体的な検討をしていきたいというふうに考えているところでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

これまでも委員会でいろいろ討議されておりました。教育長が、小便器、大便器としていると大便をなかなかしない子もいるし、したとすると、そこでいじめが発生するような懸念も言われました。だけど、まず最初にいじめが発生するのを懸念するのもそれはいいかと思えますけど、最初からそうして軟弱な感じでおると、余計、子供を過保護に育てる部分があるんじゃないかと私は感じます。

実際、これもずっと委員会で出ておりますけれど、どこに行っても小便器があるわけですね。高速道路を走っても小便器と大便器と両方あるわけです。これも教育長が言われたのは、家庭に1台しかなかところは大便器1台で用を足されているので、小便器を使わない子供がいるということですが、それはそれにしろ、小学校でもそういったことで大便器だけしか使わないと、今度は社会に出て小便器があっても使えなくなるわけですよ。そして、今度はどこかのトイレに行ったときに小便器があっても大便器も両方あるでしょうけれど、小便器があっても大便器に並んでいるとき、今度は小便したくてもできないわけですよ。そういった子供の小さいときからの訓練というですかね、学校、家庭で大便器が1台しかないところにしてみたら、またそういったところも一つはなれさせるというのも教育の一つだと思いますし、いじめにつながらないようにやっていくのも教育委員会、学校の先生の教えだと思います。そういったことを考えると、やはり私は小便器、これは議員全員だと思いますが、小便器は絶対つけていただきたいと思っております。それについて御答弁願います。

○議長（岩下孝嗣君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

重ねて御質問いただきました。先ほど答弁をいたしましたとおり、小便器をつけるという

前提で、教育委員会でどこにどれぐらいの個数の小便器をつけるのかという具体的な検討を行います。そして、施工途中になりますけれども、設計変更をして対応させていただきたいというふうに先ほどお答えをいたしましたので、そういう方向で行いますので、どうぞ御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

4番脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

これで安心しました。教育長が教育委員会でも議論、検討しますと最初答弁されましたが、もう議論しなくても設置するべきだと、そんなふうにちょっと言いたいなと思っておりました。

それから、先ほど町民会館利用、今回、設備とは直接関係ありませんが、私も町民会館で働いた経験で、文化ホールのほうで当時は東松高校、有浦中学校が文化祭等で使っておりました。そのときに劇があったり歌ったりいろいろあるわけですが、スタッフで音響、照明、スポットライトですね、舞台袖をするんじゃなくて、生徒に全部させておりました。というのは、こういったことも経験させるのが子供にいい経験になると思ったし、分業ですね。ただ、生徒が来て演劇する人だけがして、大道具がおってじゃなくて、みんなでつくり上げるという形をしてあげたほうが子供たちにいい経験になると思ってさせたわけですね。その中にやはり音響好きだったのかわかりませんが、1人はテレビ会社に勤めております。また、もう1人は、これは女性ですけど、音響好きで東京のほうでソニーのほうの関連会社で働いていたりしております。そういった、ある程度こういった子供たちに社会勉強的なことをさせるのも一つの教育だと思いますし、こうさせてみて思ったのが、値賀中と有浦中とでは文化祭一つにしる、そういった設備があるかないかで全く、劇一つするにしる、演出で全く感動も違ってくるわけですね。それとまた生徒たちの行動も違ってくるんだから、これは島津教育長のときにまだ私が1年生議員ぐらいだったと思いますけれど、有中、値賀中の合同の文化祭を町民会館ではどうかなという提言もしておりましたが、なかなかこれも実現していませんでした。今回もう小中一貫になりますので、そうなれば同じような環境でできることがいいなと思いますし、町民会館の利用という形は、私はぜひ子供たちにそういった経験をさせるためにも、させるといい教育になるのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（岩下孝嗣君）

答弁はいいですか。

では、中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

先ほど町長が2企業体ということだったんですけれども、これも少ないですよ。県下ではまだ多くの企業体があると思うわけですが、町長としてはどういうお考えだったのでしょうか、結果としてですね。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほども建築主体工事のときに申しあげましたけれども、やはり2社しか応募がなかったことに対しては少し寂しい気持ちでおるということには変わりはありません。特定JVの代表者となり得る企業が実はこの設備工事に関しては10社がありまして、また代表者以外の者となり得る企業が管及び電気工事それぞれ19社あることから、これも少なくとも五、六企業体程度の応募はあるのではないかというふうに思っておりましたけれども、これも予想外であったというふうに考えているところでございます。

2企業体で応札をし、先ほど申しあげたように、条件付一般競争入札で評価をし、それから採点をして結果を出したということでございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

今、設備の中で、トイレを教育長がされるということで、本当は事前に検討していくべきことだと思いますが、ここで答弁されました。私たちも文教厚生常任委員会のほうで、富山県の城端小学校、または城南もなみ学園認定こども園という施設へ行った中で、小便器はぜひつけていただいた方がいいですよという話でした。そういう中で、結果的に教育長が答弁されたことはいいことだろうと私は思います。

このLEDとか、いろんな電気設備をずっとして設備をされていますが、年間の維持管理的に維持経費はどのくらいを見てあるわけでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

LEDと普通の電気の（「全体です」と呼ぶ者あり）電気料の差。（「いや、維持管理費がどのくらいこの設備で要るのか」と呼ぶ者あり）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

中山議員さんから、開校後の小中一貫校のさまざまなエネルギー消費についての御質問をいただきました。このエネルギー消費につきましては、従前より特別委員会でも中山議員さんから御質問をいただいております。私も精査をとということで職員、それから設備関係の設計業者にデータを出していただいて精査をしたところでございますけれども、どうも私は納得できません。ですから、結論を申し上げますと、まだ今精査をしています。設計業者から、ぶっちゃけた話をいたしますと、この設備でいいますと、今先ほど質疑をいただきましたLEDの電灯が幾つあると。その設計業者が出してきた試算は、それを丸々どこの教室も、例えば、8時から5時まで全部つけるとそういう前提で計算をしてきたんです。とんでもないことなので、全ての教室を8時間ずっとつけるわけじゃありませんので、そういうことで今、設計業者と精査をしているところでございますので、済みませんが、もう少し時間をいただけないかなというふうに思っております。

あと、今現在と違いますのは、給食センターが今現在別にございますけれど、今度は学校の中に調理室をつくりますので、そういうことで、調理室の新たなエネルギー消費ということも出てまいりますので、単純に学校同士の比較はできないということになりますけれど、そういうことも含めまして、既存のエネルギー消費と27年度以降のエネルギー消費についての比較をもう少し精査をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

今、精査をしていると聞いて、がっかりですね。私でも商売して幾ら、教育長さんそう設備屋が言われるからといっても、授業時間で掛け算をすればいいわけですね。LEDでも週何時間とか、そういう時間帯にしてでもある程度は出さないと、コスト的なものは出てく

るじゃないですか。やはりそれは設備のこうやって出している中で設備業者にそのくらいは出させるのが普通ですよ。小学校は1年生だったら何時間、何時間ずっと1週間の時間表があるじゃないですか。それプラスアルファをちょっと考えるだけですからね、空調とかなんかを入れていけばまたそういったところの積算はできますよ。私たちは今ずっと町内でもリフォームなんかでエコキュートとかずっと誰でもされている状況の中で、コスト面を考えてやっているんですから、やはりこういう設備業者に提案ができるようにしておかないと、コスト面、スクールバスも今度倍ぐらい要りますよね。だから、建設に当たって設備投資、また設備に係る経費が幾らというのは出していただかないと、話ができないじゃないですか。そしたらいつごろにはできるんですかね。業者にはそのくらい出ると思うんですが、いかがでしょう。教育長も不満を持ってあるようですけれども。

○議長（岩下孝嗣君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

契約の話をいたしますと、既に実施設計の契約期間が過ぎておりまして、また改めて契約が切れた設計業者にもう少し精査をして計算をしてくれというお願いができるものなのか、それから、工事が始まりますと監理をいたします設計業者が選ばれますので、その設計業者に新たなお願いをしていいものかをどうかも含めまして、まだ今はっきりいついつまでできますということではできません。もうしばらく、できましたらば次の議会でまたこのようなお断りの答弁をしないといけないかもわかりませんが、できるだけ速やかに努力をさせていただきたいということで御了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

本当は出してしかるべき、きょうの提案だと思います。この議案につきましては、私も地域の意見を尊重し、また私も値賀小、値賀中を卒業して、与えられた施設の中で不便とか思ったことはありません。それも学校教育の一つの課程だろうと私は思っています。与えられた施設の中で教育はできてくるんじゃないかなと私は思います。上を見りゃ切りなし、下を見りゃ切りなしで、そういう環境の中で私も卒業してきた人間ですが、地域の意見を尊重し

て、この議案に対しても賛同はしかねるということを申し上げて、質疑を終わりたいと思います。

○議長（岩下孝嗣君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩下孝嗣君）

私のほうから、町長部局と教育委員会に一言申し上げます。

議会では今後も教育環境調査特別委員会は存続しておりますので、この件に学校の問題については協議をしております。したがって、先ほどのように設計変更とか、ほかに方法が変更のあるようなときはその都度報告をして、教育環境調査特別委員会で議論ができるようにお取り計らいください。

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩下孝嗣君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第40号 玄海町立小中学校校舎・体育館建設（設備）工事請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩下孝嗣君）

起立多数と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程5 所管事務の調査報告について

○議長（岩下孝嗣君）

日程5. 所管事務の調査報告についてを議題といたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会から報告書が提出されております。お手元に報告書を配付しておりますので、御了承方お願いいたします。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成25年第2回玄海町議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前10時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員